

# 兵庫県高等学校体育連盟テニス部規約

## 第 1 章 名称および事務局

- 第 1 条 本部は、兵庫県高等学校体育連盟テニス部(略称:高体連テニス部)と称する。  
第 2 条 本部は、事務局を専門委員長または事務局長が所属する高等学校に置く。

## 第 2 章 目的

- 第 3 条 本部は、兵庫県内の高校に在籍する生徒のテニス競技愛好者の融合をはかり、テニス競技を通じて体力の向上と、人格の形成に資することを目的とする。

## 第 3 章 事業

- 第 4 条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. テニス競技の奨励普及、技術向上のための指導研修。
  2. テニス競技大会の開催と、それに伴う準備・運営。
  3. テニス競技に関する調査研究。
  4. その他、目的達成に必要な諸事業。

## 第 4 章 組織

- 第 5 条 本部は、兵庫県高等学校体育連盟に加盟した学校のテニス部をもって組織する。

## 第 5 章 役員組織

- 第 6 条 兵庫県高等学校体育連盟テニス部本部に次の役員(以後:本部役員と呼ぶ)を置く。

専門部長	1名
専門委員長	1名
専門副委員長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
顧問・参与	若干名

- 第 7 条 兵庫県高等学校体育連盟テニス部本部に事務局を置く。

事務局長	1名
事務局員	若干名

- 第 8 条 専門部長は、兵庫県高等学校体育連盟会長より委嘱された者を推挙する。  
専門部長は、本部を代表し、会務を統括する。

- 第 9 条 専門委員長は、本部役員会で推挙し、兵庫県高等学校体育連盟会長が委嘱する。  
専門委員長は、専門部長を補佐し、会務の円滑な運営にあたり、委員会を統括する。  
専門委員長は、専門部長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 第 10 条 専門副委員長は、本部役員会で推挙し、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるときは、その職務を代行する。  
本部に設置された特別委員会の委員長は専門副委員長が務めることを原則とする。

- 第 11 条 常務理事は、本部役員会の互選、並びに専門委員長の推薦した者とし、本部の常務を処理する。

- 第 12 条 本部は、次の支部を持つ。

1. 阪神支部
2. 神戸支部
3. 東播支部
4. 西播支部
5. 淡路支部
6. 但馬支部

各支部は、兵庫県高等学校体育連盟の各支部に所属し、支部長を置く。

各支部の支部長は、常務理事の中から推薦される。各支部に理事を置く。

第13条 兵庫県高等学校体育連盟テニス部総会(以後、総会と呼ぶ)をもって、本部の議案を審議する。

第14条 総会は、兵庫県高等学校体育連盟テニス部に属する学校の顧問をもって構成する。  
各学校の顧問は、校長・教頭・教諭・養護教諭・常勤講師より選任されるものとし、その学校を代表する。

第15条 本部の顧問・参与は、役員会で推薦され、本部の諮問に応じる。

第16条 役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。ただし、中途補欠の場合は、在任期間を他の役員と合わせる。

第17条 本部顧問・参与を除き、本部役員は、現職の教職員をもって充てる。

## 第6章 事務分掌

第18条 本部の事務を処理するため、次の専門委員会を置き、事務を分掌する。

1. 会計委員会 本部の会計を統括する。
2. 強化委員会 競技力向上のための企画・研究、強化練習会の実施。
3. 普及委員会 ルール・マナー・テニス技術等の講習会の企画・研究。
4. シード委員会 競技記録・ランキング・大会シードの決定。

各専門委員会の委員長は、原則として常務理事があたるものとする。

その他、特別委員会を設置することができるものとする。

特別委員会の委員長は、原則として専門副委員長があたるものとする。

## 第7章 総会

第19条 総会は、専門部長が招集し、本部の議案について審議する。

総会は、年2回を定例とする。

第20条 部長が必要と認めるとき、または、全所属学校の1/3の要求があったとき、臨時総会を開くことができる。臨時総会は、専門部長がこれを招集する。

第21条 総会は加盟校の半数以上の出席をもって成立する。

## 第8章 会議

第22条 本部役員会は、随時開催し、総会の議案および各事業の原案を議定する。

第23条 会議の議決は多数決を原則とする。

## 第9章 会計

第24条 本部経費は、補助金・加盟校の団体登録費・競技者登録費・事業収入・寄付金をもってこれに充てる。

第25条 本部会計の会計年度は、毎年4月1日から始まり、よく年の3月31日に終わる。

第26条 本部会計は、本部役員で構成され、会計委員会がこれを統括する。

第27条 会計監査は、本部役員会で推薦された会計監査委員2名がこれにあたる。

## 第10章 付則

第28条 本規約施行に必要な細則は、本部役員会において別途定め、総会の承認を得る。

第29条 本規約の改定は、本部役員会で3分の2以上の賛同を必要とし、総会の承認を得る。

第30条 第12条の各支部は、各支部の実情に応じて、本部役員会の承認を経て分離・独立または、合併・吸収できるものとする。

第31条 本規約は、平成 19年 4月 1日より施行する。